

福岡県公報

平成25年12月20日
第3558号

目次

告示(第1887号-第1900号)

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
公 告		
○二級建築士の懲戒処分について	(建築指導課)	6
○一級建築士事務所の監督処分について	(建築指導課)	6

○「福岡の逸品まるごとキャンペーン(まるごとショップ、県産酒)」業務に係る提案の募集	(中小企業振興課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	7
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	9
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	12
公安委員会		
○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	12
○技能検定員審査の実施について	(警察本部運転免許試験課)	12
収用委員会		
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	14

告 示

福岡県告示第1887号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成25年11月29日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 (仮称) ホームセンターコーナン新宮店
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999ほか
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称

住 所

大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号
-------------	-------------------

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁目401番地1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年7月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,089平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側(駐車場No.1)	173
建物屋上部(駐車場No.2)	344
建物東側(駐車場No.3)	54
合計	571

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南側(駐輪場No.1)	176
建物敷地南側(駐輪場No.2)	55
合計	231

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側(荷さばき施設No.1)	104
建物東側(荷さばき施設No.2)	80
合計	184

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内西側(廃棄物等保管施設No.1)	20
建物内北側(廃棄物等保管施設No.2)	20

合計

40

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前6時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前5時30分から午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地西側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯	
荷さばき施設No.1	午前6時	午後9時
荷さばき施設No.2		

福岡県告示第1888号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年11月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 日々草

(2) 代表者の氏名

長尾 真澄

(3) 主たる事務所の所在地

(旧)

福岡県福岡市中央区六本松2丁目13番2-405号

(新)

福岡県筑紫郡那珂川町片縄4丁目107番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業を行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進し支援事業を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	田主丸 黒 木 線	前	八女市上陽町上横山313番先から 八女市上陽町上横山317番3先まで	4.7 ～ 8.4	115.5
			後	八女市上陽町上横山313番先から 八女市上陽町上横山317番3先まで	4.7 ～ 8.4	115.5
			後	八女市上陽町上横山313番先から 八女市上陽町上横山317番3先まで	6.2 ～ 12.7	114.3

福岡県告示第1890号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業 (岩本地区)	平成25年2月1日	平成25年2月28日
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業 (井原地区)	平成25年2月1日	平成25年2月28日
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業 (本地区)	平成25年2月1日	平成25年2月28日
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業 (東地区)	平成25年2月1日	平成25年2月28日

福岡県告示第1891号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 ドラッグストアモリ小郡七夕店
 - 所在地 福岡県小郡市小坂井字五反田130-2ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1892号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグストアモリ那珂川店
- (2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町松原598番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1893号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグストアモリ須恵店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石字西原253番6

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1894号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグストアモリ岡垣店
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町東山田二丁目429番9ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1895号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 沖端加入区

福岡県告示第1896号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡岡垣町大字戸切字岸元369番2並びに遠賀町大字尾崎字友田1714番1、1714番5から1714番9まで、1714番14から1714番18まで、1714番25、1714番28、1716番1、1716番5、1716番6、1716番15及び2166番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

遼賀郡岡垣町中央台三丁目3番23号

都留 正一

福岡県告示第1897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町厚川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町厚川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			前	京都郡みやこ町厚川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町厚川上伊良原459番1先まで	11.5 ～ 115.0	6,930.2
			後	京都郡みやこ町厚川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町厚川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			後	京都郡みやこ町厚川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町厚川上伊良原459番1先まで	11.5 ～ 115.0	6,930.2

福岡県告示第1898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田高田線	前	みやま市高田町岩津301番1先から みやま市高田町岩津293番先まで	8.5 ～ 10.8	102.9
			後	みやま市高田町岩津301番1先から みやま市高田町岩津293番先まで	9.0 ～ 11.4	102.9

福岡県告示第1899号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年12月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田高田線	みやま市高田町岩津301番1先から みやま市高田町岩津293番先まで

福岡県告示第1900号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字古賀398番13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区春吉一丁目8番6-301
今田 秀一

公 告

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に基づき、建築士の業務停止を命じたので、同条第5項の規定により公告する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成25年12月6日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

氏 名	二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号
██████████	██████████	██████████

- 3 処分の内容
平成26年1月1日から建築士免許の業務停止7月
- 4 処分の原因となった事実
宗像市神湊の建築物について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条第12号に規定する都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項の規定に適合しない設計を行った。また、開設者であった██████████は平成23年10月23日で登録期間が満了しているにもかかわらず、更新の登録を受けずに、他人の求めに応じ報酬を得て11件の建築物の設計又は工事監理を行った。これらの行為は建築士法第10条第1項第1号に

該当する。

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の閉鎖を命じたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成25年12月6日
- 2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名 称	所 在 地	開設者の氏名	登 録 番 号 等
有限会社井上長年設計事務所一級建築士事務所	福岡市城南区長尾3-13-6	井上 長年	一級建築士事務所 福岡県知事登録 第1-11249号

- 3 処分の内容
平成26年1月1日から建築士事務所の閉鎖3月
- 4 処分の原因となった事実
有限会社井上長年設計事務所一級建築士事務所の管理建築士である井上長年は、平成25年9月4日に国土交通大臣から建築士法第10条第1項の規定により、業務停止3月の懲戒処分を受けた。このことは、同法第26条第2項第4号に該当する。

公告

次のとおり「福岡の逸品まるごとキャンペーン（まるごとショップ、県産酒）」業務に係る提案を募集します。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 提案の内容
「福岡の逸品まるごとキャンペーン（まるごとショップ、県産酒）」業務に係る提

案（詳細は、提案説明書による。）

2 提案資格

提案参加に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 新分野への事業展開又は創業（起業）から10年以内の民間企業、NPO法人等であり、起業時から現在までの本社所在地が福岡県内にあること。複数の事業所を有する場合にあっては、その概ね半数以上が県内にあること。
- (2) 社会保険又は労働保険に加入している事業所であること（適用除外事業所を除く。）。
- (3) 県税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成24年3月26日23総セ第26600号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに関係を有する者でないこと。
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ、当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称及び場所

福岡県商工部中小企業振興課地場産業振興係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3419

- (2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成26年1月14日（火）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

手交

なお、手交により難しい場合は電子メールにより交付するので申し出ること。

- (3) 提案書の提出

ア 期限

平成26年1月23日（木）午後5時（締切厳守のこと）

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

持参又は郵送（ただし、県の休日には受領しない。）

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

災害時用エアテント及び付属品ほか8件（備46）

- 2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができます。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年12月27日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

災害時用エアテント及び付属品ほか8件（備46）

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成26年3月31日（月曜日）

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができます。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年1月16日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	05	医療機器	AA
05	07	防災機器	AA
05	11	諸機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を総務事務センター調達班に平成26年1月8日（水曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
 - (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
 F A X 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
 平成25年12月20日（金曜日）から平成26年1月8日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
 5の部局とする。
 - (2) 提出期限
 持参する場合は平成26年1月16日（木曜日）午後4時00分
 郵送する場合は平成26年1月15日（水曜日）午後5時00分
 - (3) 提出方法
 持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）
 - (2) 日時
 平成26年1月17日（金曜日）午前10時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置
 開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
 見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
 - (2) 契約保証金
 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
 次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
The air tent for disasters, and accessories, etc
- (2) Delivery period : By March 31, 2014
- (3) Delivery place : According to the specifications
- (4) Time Limit for Tender : 4:00 PM on January 16, 2014
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
捜査用カメラシステム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
日立キャピタル株式会社九州法人支店

- (2) 住所
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
112,266,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年6月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
OA用端末装置等賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成25年11月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区御供町1番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
30,844,800円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年10月8日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第12号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成25年12月20日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県中央警察署の部中

荒戸交番	福岡市中央区大濠公園3番22号
天神交番	福岡市中央区天神2丁目1番1号
地行交番	福岡市中央区地行3丁目29番15号

を

地行交番	福岡市中央区地行3丁目29番15号
荒戸交番	福岡市中央区大濠公園3番22号
天神交番	福岡市中央区天神2丁目2番31号

に改める。

附 則

この規則は、平成25年12月24日から施行する。

福岡県公安委員会告示第331号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成25年12月20日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成26年1月21日（火曜日） 午前9時から午後3時まで	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成26年1月23日（木曜日） 午前9時から午後5時まで			
平成26年1月27日（月曜日） 午前9時から午後5時まで	技 能	福岡市東区舞松原1丁目14-1 東福岡自動車学校	普 通 大 自 二 普 自 二 普 通 二 種
平成26年2月4日（火曜日） 午前9時から午後5時まで		北九州市小倉北区西港町15番地5 西港自動車学校	大型・中型 大特・牽引 大型二種 中型二種

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）の両面を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る免許の種類	手数料の額
大型免許及び中型免許	23,500円
普通免許	19,650円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,500円

大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,850円
--------------------------	---------

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成26年1月14日（火曜日）までの（福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成26年1月14日（火曜日）までの消印のあるものとする。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

収用委員会

福岡県収用委員会告示第13号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成25年12月20日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道飯塚大野城線改築工事（福岡県大野城市中二丁目地内から同市中一丁目地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡県大野城市 市中一丁目	895番1	山林	307.36(426)平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積18.77平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

立山美津子（持分1000分の67）

福岡県大野城市中一丁目23番17号

田籠清美（持分1000分の45）

福岡市博多区金の隈一丁目29番46号

古賀弘美（持分1000分の32）

福岡県大野城市山田四丁目18番16号

古賀敏子（持分1000分の31）

福岡県大野城市山田四丁目18番16号

登記名義人廣瀬文雄の相続人

廣瀬みね子（持分6000分の111）

福岡県大野城市御笠川四丁目1番1-503号今里コーポ

廣瀬哲雄（持分6000分の37）

兵庫県加西市北条町横尾1244番地アリヴィオI番館102号

永田弥生（持分6000分の37）

福岡県大野城市御笠川四丁目1番1-503号今里コーポ

廣瀬幸代（持分6000分の37）

福岡県大野城市御笠川四丁目1番1-503号今里コーポ

登記名義人合田誠一の相続人

合田壮一郎（持分1000分の27）

福岡県春日市弥生三丁目11番地

合田壮一郎法定代理人 親権者 合田由美子

福岡県春日市弥生三丁目11番地

合田由美子（持分1000分の26）

福岡県春日市弥生三丁目11番地

森正士（持分1000分の103）

福岡県筑紫野市大字阿志岐2489番地38

清水武次（持分1000分の50）

福岡市博多区東雲町三丁目1番15号

登記名義人井上祥生の相続人

井上カツ子（持分1000分の40）

福岡市城南区田島一丁目19番13号

五十嵐圭子（持分1000分の20）

神奈川県川崎市宮前区けやき平1番20-504号

井上顕博（持分1000分の20）

福岡市城南区田島一丁目19番13号

山崎信二（持分1000分の40）

福岡県大野城市乙金三丁目6番39号

渡邊又夫（持分1000分の109）

福岡県大野城市中一丁目10番5号

渡邊多枝子（持分1000分の29）

福岡県大野城市中一丁目10番5号

株式会社大丸地所（持分1000分の57）

福岡市中央区高砂一丁目23番2号

代表者 清算人 松尾辰彦

福岡県八女市黒木町今185番地4

（上記の会社は、平成17年10月26日株主総会の決議により解散及び現在清算手続中

）

石野明典（持分1000分の40）

福岡県春日市昇町四丁目89番地2

大野城市（持分1000分の178）

福岡県大野城市曙町二丁目2番1号

篠原澄江（持分1000分の49）

福岡県糟屋郡宇美町明神坂三丁目22番18号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成25年12月6日

「ホームページ上の県公報」における削除要求のあった個人情報について、個人情報保護
の観点から、一部削除して掲載を行っています。